

★紙類の分別が始まっています

家庭から排出されるもやせるごみの多くは「雑紙」です。この雑紙を資源物として排出することで、家庭から排出されるもやせるごみが減少すると考えて、分別収集を開始しました。



★家庭ごみ有料化って？

家庭から排出されたごみを処理するための費用の一部を、住民が手数料（有料指定ごみ袋）で負担する仕組みです。

資源物の袋は、リサイクル推進の観点から安価に設定されました。

★紙おむつを使用している幼児等がいる世帯の方へ

安平町では、3歳未満の幼児がいる世帯等を対象にもやせるごみ袋（20ℓ）を支給しています。

（該当される方へは既に連絡済ですが、ご不明な点はお問い合わせください。）

問合せ 住民生活課住民サービス

グループ☎② 2940

**心配される違反行為。  
違反者には重い罰則が...**

**下記の違反行為は、廃棄物処理法に基づき罰せられます**

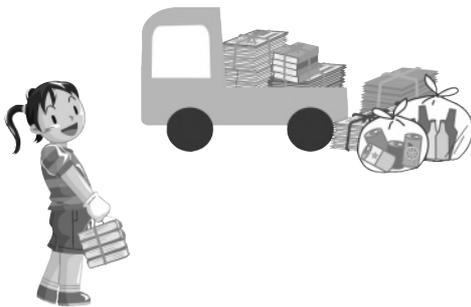
★資源物の集団回収に協力しましょう

町内会や早来地区小中学校PTA、安子連などでは、年に数回程度、新聞や古雑誌、アルミ缶などの資源物を回収して団体の活動費用に充てています。

実施の際には、皆さんのご協力をお願いします。

**ごみの野外焼却は禁止**

ごみの野外焼却は、環境汚染につながります。自己所有地内であっても、野外焼却行った場合、また未遂であった場合も罰せられます。



**不法投棄・ポイ捨ては犯罪**

道路や空き地、山中などへの不法投棄やポイ捨ても禁止されています。

家電製品はごみステーションに出すことや解体して持ち込むこともできません。処理方法は分別ガイドブック P20、24をご覧ください。

**廃棄物処理法に基づく罰則**  
(野外焼却・不法投棄、未遂を含みます)

個人	5年以下の懲役または1千万円以下の罰金
法人	3億円以下の罰金

上記の行為を発見したときは、時間・場所・投棄物・車のナンバー・車種等を役場（住民生活課☎② 2940）または最寄りの駐在所に通報してください。

有料指定ごみ袋以外の袋で出されたごみは収集しません（紙バック・有害ごみは除く）。